

## やまがた健康企業宣言をリニューアルします！

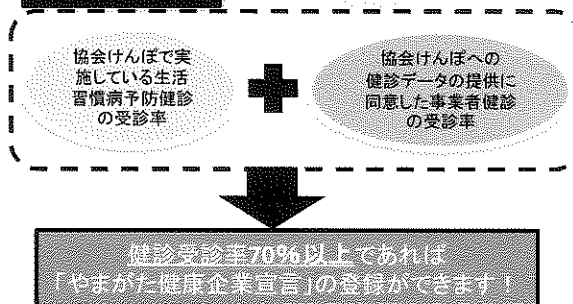
協会けんぽ山形支部では「健康経営」を推進するため、「やまがた健康企業宣言」登録事業所を募集していますが、令和4年4月以降「やまがた健康企業宣言」の登録要件や取組内容を変更しますので、ご案内いたします。

### 新「やまがた健康企業宣言」の登録基準について

現行の「やまがた健康企業宣言」は、事業主様が健康経営への取組を行うことを意思表示していただくことで、どの事業所様も宣言の登録を行うことが可能です。

しかし令和4年4月以降、宣言を行う場合は、**健診受診率が70%以上**であることが登録の際の必要要件となります。

#### 受診率の考え方



山形支部における令和2年度の業態別健診受診率の単純平均をもとに、健診受診率70%以上を登録の必要要件としました。



#### 健診受診率が70%未満の場合は「やまがた健康企業宣言」に登録することはできません

やまがた健康企業宣言は、「健康診断」や「特定保健指導」等の実施を通じて従業員の健康管理を積極的に行い、従業員が健康で生き生きと働ける会社づくりを目指すものです。

そのため、「やまがた健康企業宣言事業所」として登録するにあたっては、健診受診率が70%以上の事業所様に限定させていただくこととします。

健診受診率70%未満の事業所様は70%を超えてから、再度「やまがた健康企業宣言」への登録をお願いします。

※なお、令和4年3月末までは、現行の基準にて宣言の登録を行うことが可能です。

### 令和4年4月以降の流れ

健康宣言を行っていない事業所様のうち健診受診率が70%以上で		すでに宣言登録をいただいている事業所様
(健診受診者数10名以上の場合)	(健診受診者数10名未満の場合)	
協会けんぽから事業所ごとの健診結果等をまとめた事業所カルテとやまがた健康企業宣言の登録方法をまとめたパンフレットを送付します。事業所様の現状をご確認いただき、やまがた健康企業宣言にご登録ください。	協会けんぽから業態ごとの健康課題をまとめた業態別カルテ(※)とパンフレットを送付いたしますので、ご確認いただきやまがた健康企業宣言にご登録ください。	令和4年4月以降も引き続き、宣言登録事業所としてご登録いたします。新「やまがた健康企業宣言」への移行につきましては、改めてご案内いたします。

※健診受診者(40歳以上)が10人未満の場合、個人の特定につながる恐れがありますので、事業所ごとのカルテではなく、業態全体の健康リスクを表した業態別カルテをお送りいたします。

まだ、健康宣言をされていない事業所様は、「健康経営」をスタートしてみませんか？  
従業員が健康でいきいきと働ける職場を目指して、「健康経営」に取組みましょう！  
協会けんぽも事業所様の健康づくりをサポートいたします

#### お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部  
〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階 TEL023-629-7226

協会けんぽ

検索